

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士：1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1（現在は乳児1.7:1のみ規定）
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置（現在は各1人のみ規定）
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置（最低1人）

③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育(第23条、第25条)

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援(第29条)

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定(第30条)を削除(現在は、設置されていないため)

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案しに改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

(参考)

1. 職員配置基準の見直し案

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設
① 措置費の一般分保護 単価や加算分に含まれて いながら、最低基準に明 記されていない直接処遇 職員を明記	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師・児童指 導員・保育士の 1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1 による配置 ・定員10人以上 20人以下の乳児 院における保育士 の1人加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児を入所さ せる場合の看護 師の配置(乳児 1.7:1) ・定員45人以 下の施設におけ る児童指導員又 は保育士の1人 加算 			<ul style="list-style-type: none"> ・母子指導員の20世 帯未満1人、20世 帯以上2人の配置 ・少年指導員の20世 帯未満1人、20世 帯以上2人の配置 ・保育所に準ずる設 備のある場合の保 育士の配置30:1 (最低1人)
② 措置費で加算対象と なっており、配置実績も 高い家庭支援専門相談員 (ファミリーソーシャルワー カー)、個別対応職員を、 最低基準で義務設置化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相 談員の配置 ・個別対応職員の 配置(定員20人 以下を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門 相談員の配置 ・個別対応職員 の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門 相談員の配置 ・個別対応職員 の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門 相談員の配置 ・個別対応職員 の配置 	<p>※措置費で個別対 応職員が加算対象 となっているが、 配置実績は約4割 にとどまる</p>
<p>※23年度中は経過措置設定。 ※家庭支援専門相談員の資格要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、当該施設に5年以上従 事した者又は児童福祉司となる資格を有する者とする。</p>					
③ 措置費で加算対象と なっている心理療法担当 職員を、一定の条件の下 で、最低基準で義務設置 化	<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職 員の配置 (心理療法が必要 と認められる親子 10人以上に心理 療法を行う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当 職員の配置 (心理療法が必要 と認められる 児童10人以上 に心理療法を行 う場合) 		<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当 職員の配置 (心理療法が必要 と認められる 児童10人以上 に心理療法を行 う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職 員の配置 (心理療法が必要 と認められる母子 10人以上に心理 療法を行う場合)

2. 設備基準の見直し案

	児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム の居室	乳児院 の寝室、養育専用室	母子生活支援施設 の母子室
<p>①居室面積の下限の引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の施設整備の実態を踏まえつつ、住生活基本法の最低居住面積水準を参考に、基準を見直す。 ・見直し後の基準は、今後新設、増築又は全面改築される居室に適用 	<p><u>1人3.3㎡以上</u> →<u>4.95㎡以上</u></p> <p>(ただし、児童養護施設における乳幼児のみの居室は1人3.3㎡以上)</p> <p>※ 最低居住面積水準における「就寝・学習等」の10歳以上(1人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 児童養護施設における最近の施設整備(建築年度が平成16年度以降)においては、7歳以上の居室で4.95㎡未満が10%であるのに対し、0～6歳の居室で4.95㎡未満が47%であることから、乳幼児のみの居室については3.3㎡とする。</p> <p>※ 施設整備費補助の居室面積は、児童養護施設9.0㎡</p>	<p><u>1人1.65㎡以上</u> →<u>2.47㎡以上</u></p> <p>※ 3～5歳児も入所できるため、最低居住面積水準における「就寝・学習等」の3～5歳(0.5人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 施設整備費補助の寝室面積は、3.3㎡</p>	<p><u>1人3.3㎡以上</u> →<u>1室30㎡以上</u></p> <p>※ 母子室に台所が96%、浴室が53%、便所が79%設置されている実態(平成20年度施設整備実態調査)を踏まえ、また、母子2人・3人が全体の9割であることから、最低居住面積水準において母子2人・3人の場合(3～5歳児1人又は2人)のときの住戸専用面積が30㎡であることを参考に、基準を設定。</p> <p>※ 母子2人・3人が全体の9割であることから、母子室の中に調理設備、浴室及び便所が含まれることを明示。(母子室外における調理場、浴室及び便所の義務的設置は取り止める。)</p> <p>※ 施設整備費補助の母子室面積は、36.3㎡/世帯</p>

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
<p>② 居室定員の上限の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の施設整備の実態を踏まえつつ、基準を見直す。 ・見直し後の基準は、今後新設、増築又は全面改築される居室に適用 		<p><u>15人以下</u> <u>→4人以下</u></p> <p>(ただし、乳幼児のみの居室は1室6人以下)</p> <p>※ 児童養護施設における最近の施設整備(建築年度が平成16年度以降)においては、0～6歳の居室で4人以下のものは53%、6人以下のものは81%であることを踏まえ、乳幼児のみの居室については6人以下とする。</p>	<p><u>5人以下</u> <u>→4人以下</u></p>	<p><u>15人以下</u> <u>→4人以下</u></p>	
<p>③ 設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員の配置等に伴い、相談室の設置を追加 	相談室の設置を追加	相談室の設置を追加	※相談室は現在規定済み	相談室の設置を追加	相談室の設置を追加

※ 上記のほか、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の便所について、小規模グループケアなどの少数の児童を対象とする場合は男女別に設けないことができることとする。

3. 施設の理念的規定の見直し案

	改正案	現行最低基準	(参考) 法律の規定
乳児院	<p>(養育)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 <u>養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p>	<p>(養育の内容)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 <u>養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期的に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p>	<p>第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
母子生活支援施設	<p>(生活支援)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、<u>母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p>	<p>(生活指導)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における生活指導は、<u>個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p>	<p>第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

	改正案	現行最低基準	(参考) 法律の規定
児童養護施設	<p><u>(養護)</u> 第四十四条 <u>児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第四十五条 <u>児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p>	<p>(生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第四十四条 <u>児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>(職業指導)</u></p> <p>第四十五条 <u>児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。</u></p>	<p>第四十一条 <u>児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）</u>、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

	改正案	現行最低基準	(参考) 法律の規定
情緒障害児短期治療施設	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように<u>することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、<u>親子関係の再構築等が図られるよう</u>に行わなければならない。</p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設の長は、<u>前項の目的を達成するため</u>、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、<u>その家庭環境の調整</u>を行わなければならない。</p>	<p>第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
児童自立支援施設	<p>(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、<u>第四十五条（第二項を除く。）</u>の規定を準用する。</p>	<p>(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、<u>第四十四条及び第四十五条</u>の規定を準用する。</p>	<p>第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>